



三角逡番号(番号)による安定器の PCB 不使用の判別方法

この判別手法の対象は蛍光灯、水銀灯、ナトリウム灯の安定器です。ネオン照明に使われるネオントランスは対象外です。必ず、銘板等で適用可能な安定器であることを確認してください。

1. 法規制と三角逡番号(番号)について

三角逡番号( 番号)は、正式には電気用品型式承認番号(電気用品取締規則)、電気用品型式認可番号(電気用品取締法)と称され、通称、三角逡番号といわれる。この番号は電気用品を安全に製造するための制度として昭和10年(1935年)9月30日制定の電気用品取締規則から使用され、昭和37年(1962年)8月15日施行の電気用品取締法を経て、平成13年(2001年)4月1日施行の電気用品安全法で廃止されるまで使用された。製造事業者はこの三角逡番号( 番号)を取得しなければ電気用品を製造できなかった。

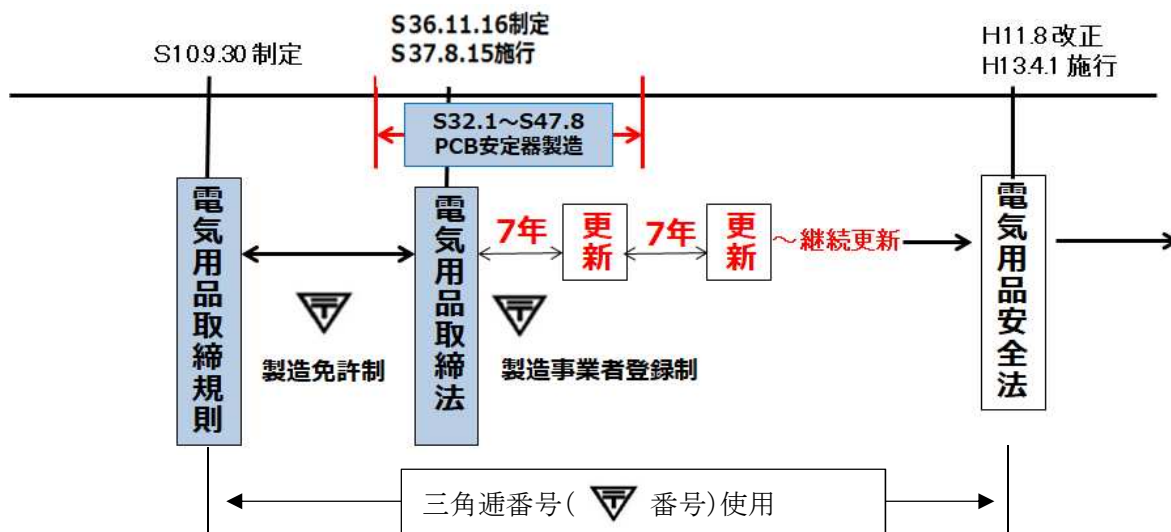



図-1 電気用品に係る法制度の沿革

2. 電気用品の管理と三角逡番号(番号)について

市販の電気用品が適法品か否かを判断する資料としては、通商産業省の監修のもとに三角逡番号( 番号)と製造者、型式を管理した以下の資料集がある。

- ① 電気用品取締規則施行時 (S10.9.30 制定)

資料集名 : 電気用品型式承認集(追録含む)


編集者 : 不良電気用品防止対策委員会

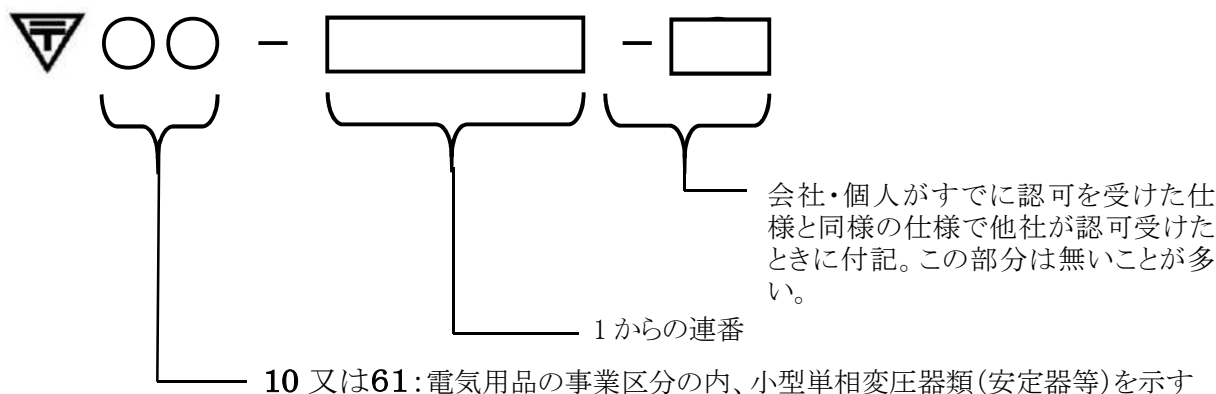
発行者 : 社団法人 日本電気協会


- ② 電気用品取締法施行時 (S36.11.16 制定、S37.8.15 施行)


資料集名 : 電気用品型式認可集

3. 三角通番号(番号)の表記内容について

三角通番号( 番号)は、以下のように表示されている。




 10- : 電気用品型式承認番号
(S10.9.30 制定 電気用品取締規則に係る表記)

 61- : 電気用品型式認可番号
(S37.8.15 施行 電気用品取締法に係る表記)


4. 三角通番号(番号)による判別方法について

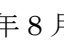
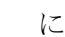
安定器の銘板に印字されている三角通番号( 番号)から PCB 不使用安定器を以下の方法で判別する。

- (1)  10- (電気用品型式承認番号)について


現在ところ、 10- での PCB 使用・不使用の判別は不可である。

- (2)  61- (電気用品型式認可番号)について

- ①  61- の□の部分(口)の部分が 4742 かそれより大きい番号の場合は PCB 不使用安定器である。

※注: 昭和 47 年版までの電気用品型式認可集を確認した結果、PCB 使用安定器が製造されたのが昭和 47 年 8 月迄であり、それ以前に認可された三角通番号( 番号)に  61- 4742 以上の番号がなかったことから判断した。

→ (図-1) 参照

- ②  61-1~4741 までは、電気用品型式認可集の型式欄に以下の表示があれば、PCB 不使用安定器である。(PCB 不使用の判別情報はその他の銘板情報等から得られる場合もあります。)

【PCB 不使用安定器の判断表示】 → (図-2) 参照

- コンデンサーなし
- 低力率
- 85%未満の○○%表示 (例: 57%)

認可番号	認可年月日	事業者名 (都道府県名)	型	式
PCB 使用安定器製造時(昭和 32 年 1 月～昭和 47 年 8 月)の認可番号				
61-4741	47. 8. 23	㈱タムラ製作所 (東京)		1 次電圧110 V, 2 次電圧100 V, 160 VA, 60 Hz, 2 次巻線1, 中間口出しなし, 絶縁性充てん物なし, 電圧調整装置なし, ヒューズ取付け部なし, 金風外かく, A 種絶縁, 屋内用
61-4742	47. 9. 2	朝日電器㈱ (大阪)		200 V, チョークコイル式, 50-60 Hz, 低力率, 適用放電管(25 W, 予熱型熱陰極放電管, グロースタート式, 1 燈, 遅相式), コンデンサーなし, 3 次巻線なし, 充てん物熱硬化性樹脂, 外箱なし, 放熱板なし, けい素鋼板鉄心, E 種絶縁, 電燈器具用, 単用
PCB 使用安定器製造中止後(昭和 47 年 9 月以降)の認可番号				

(図-1) 電気用品型式認可集(抜粋) : PCB 使用安定器製造中止後 最初の認可番号

認可年月日欄の下段()内は、更新認可の発効日付。
この例は41. 4. 14に認可され、7年後の更新が認可されたもの。

認可番号	認可年月日	事業者名 (都道府県名)	型	式
61-1979	48. 3. 2 (48. 4. 14)	エンゼル電機㈱ (大阪)		100 V, チョークコイル式, 60 Hz, 低力率, 適用放電管(30 W, 予熱型熱陰極放電管, グロースタート式, 1 燈, 遅相式), コンデンサーなし, 3 次巻線なし, 充てん物なし, 外箱なし, 放熱板なし, けい素鋼板鉄心, A 種絶縁, 電燈器具用, 単用
61-2465	42. 6. 13	大光電機㈱ (大阪)		100 V, 変圧式, 50% 45% 適用放電管(20W, 予熱型熱陰極放電管, ラピッドスタート式, 1 燈, 遅相式), コンデンサーなし, 3 次巻線なし, 充てん物熱硬化性樹脂, 単巻型, 外箱なし, 放熱板なし, けい素鋼板鉄心, 電燈器具内用, 単用

低力率

力率 : 45%

コンデンサーなし

(図-2) 電気用品型式認可集(抜粋) : PCB 不使用安定器の判断表示